

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前9時4分 開会	局長	皆さんおはようございます。 定刻となりましたので、ただ今より、平成28年第8回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	局長	はじめに、古武会長よりあいさつを申し上げます。
	会長	あいさつをする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。
	局長	現在の出席委員は18名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、古武会長に議長をお願いいたします。
	議長	現在出席委員18名であり定足数に達しておりますので、これより第8回総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名	議長	議事録署名委員に関山委員、吉澤委員の両委員を指名いたします。
日程第1 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	日程第1 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。本案につきましては議事参与制限に該当するため、江原委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
		[江原委員、一時退室]
	議長	それでは、事務局から内容説明をいたさせます
	事務局	議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、ご説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の2から3ページ目をご覧ください。 番号1 につきましては、8月18日付けで取下願が提出されましたので、削除をお願いいたします。
	事務局	番号2につきましては、農業経営規模拡のための、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。 申請書類を確認したところ、譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積90a、農業従事者は4人、農業従事日数は300日、農機具については、軽トラック、草刈機、噴霧器を所有しております。また、申請地は既に、譲渡人と譲受人で貸借を結んでおり、耕作については譲受人が行っておりますが、譲受人がトラクター等を所有していないため、田植え・稲刈り・乾燥等につきましては、知り合いの市外の農家や農協等に依頼をしているとのことです。来年中にはトラクターを購入し、権利取得後も、水田として利用していくとのことです。 以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 なお、譲受人が市外に在住している場合、他市町村で農家を営んでいることを確認するため、農家証明書の添付を求めています。が、譲受人住所地の農業委員会からは「耕作状況を確認できていないため、譲受人の農家証明書を交付することはできない」と伺っております。そのため代わりといたしまして、今後さらに白岡市で農業経営を行っていきたいという旨の文書をいただいております。
	議長	説明が終了しました。これより、番号2の現地確認の報告を、荒井委員をお願いいたします。
	荒井委員	番号2について、16日に現地確認を行った。 申請地は農地として利用されている。譲受人は、農機具等を所有している。所有及び借り受けしている農地はすべて耕作されている。また、蓮田市で農地を借用しているため現地確認をしたところ、ク、ミカンが植えられており、耕作されていると判断した。譲受人は高齢であるが、奥様と二人で田畑を管理しており、今後は娘二人も田畑の管理をするとのことであり、今後も耕作されるものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	井上委員	蓮田市の農業委員会からは農業を営んでいることの証明は出ないとのことであったが、荒井委員からの説明によると蓮田市でも農業を営んでいるとのことなので矛盾しないか。
	事務局	農家証明について、白岡市と蓮田市で扱いに違いがあり、白岡市では農地を所有していれば農家証明が出るが、蓮田市では農業経営状況を十分に把握した上での交付となっている。申請人の耕作状況について、まだ十分に確認ができていないとのことなので交付ができないと伺っている。
	井上委員	蓮田市では農業経営をやっていないと農家証明を交付できないとのことだが、荒井委員は申請人が農業経営をやっていることを確認してきている。それにも関わらず農家証明が出ないというのはどういうことか。
	事務局	蓮田市農業委員会によると、本人の聞き取りは無さそうであり、対外的に見てそういう噂を聞かないというところで捉えている部分が多い。また、もともと農家ではない方の場合は、かなりシビアに見ているようで、日々姿を見ているような噂、あるいは近所の農業委員が見ているということであれば農家証明が出る対象となるようである。正直なところ、もう少し踏み込んで聞き取りをしていただければ、同じ状況であれば、白岡なら農家証明が出せるのではないだろうか、という状況である。申請人は借受農地面積が小さく、家から近いところに借りているのみで、人の目に触れる機会が少ないように見受けられる。そんな中で、噂としてどうなのかというような聞き取りをしての結果ということでこちらは報告を聞いている。
	井上委員	農業機械については軽トラックと噴霧器と草刈り機くらいということであるが、稲作については今まではどこかに依頼をしていたかと思われるが、これだけの農地を取得した場合、今後もそのような形が可能なのか。
	荒井委員	今のところ、井上委員の言う通り委託でやっている。去年は、農協と個人農家に頼んでやっていた。今年については、個人農家の方が一般的に、田植え、耕うん、乾燥までやってくれるようであり、今後もそのような形でやってもらえる見通しが立っているようである。畑については草刈り等は週に一回くらいは最低でもやっている状況を確認している。
	井上委員	了解した。
	岩上委員	このまま許可を出したときに、これからより深刻な問題は出てこないか。事務局にお聞きしたい。
	事務局	耕作状況と、本人から提出のあった書類等を確認した上では、事務局としては許可をしても問題ないと判断している。
	岩上委員	わかりました。
	事務局	問題ない、と申し上げたが、農地法3条の要件に照らし合わせると、問題ないというよりは、その要件には合致することになる状況である。担当の委員や事務局にも心配があり、白岡の耕作状況や今後の展望等について聞き取りをしたところ、とりあえず3条に該当する要件はすべて満たしているので、心配は事務局としても承知の上だが、今後問題の起こらないよう、指導、見守りをしながら経営していくということで事務局としてはやむを得ない状況かと判断している。
	議長	お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第18号番号2については、原案のとおり決定します。江原委員は入室してください。
		[江原委員、入室]

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
日程第2 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第2 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、ご説明いたします。今回案件は1件でございます。
	事務局	総会資料の4ページ目をご覧ください。 番号1 につきましては、申請者が駐車場として一時転用するための申請です。 申請人につきましては、7月にも駐車場の一時転用の申請をしておりますが、選挙及び政治活動のための集会等を行うにあたり、現在の駐車場の規模では不足しているため、申請地を一時的に駐車場として利用したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を関山委員にお願いいたします。
	関山委員	番号1について、22日に現地確認を行った。申請地の接道には5m道路がある。隣地については既に一時転用許可申請がでている。周辺は、住宅が建ち並んでおり、住宅地としての発展が見込まれる区域である。申請地は10ha以上の集団農地とは認められない。近隣については、病院、老人ホーム、歯医者等があり、駅まではおおそ徒歩12、3分程度のところである。現地は稲作がされていて、違反等はない。 したがって、転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第19号については、原案のとおり決定します。
日程第3 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第3 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、ご説明いたします。今回案件は4件でございます。
	事務局	総会資料の5ページ目をご覧ください。 番号1 譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、家族が増え手狭になり、自分たちの家を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	番号2につきましては譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて家族で生活しておりますが、子供の成長等により手狭となり、年輩いた両親の実家にも近い申請地に、住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号3につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長に伴い、家具など増え、現在の住まいでは手狭となったため、実家の隣接地である申請地に住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号4につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長に伴い、現在の住まいでは手狭となったこと、将来にわたり両親を手助けしたいと考えたことから、両親の実家に近い申請地に、自分たちの家を建築したいと考えたため、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	議長	説明が終了しました。これから番号1から番号4までの現地確認の報告を各委員にお願いいたします。
	小島委員	番号1について、19日に現地確認を行った。 申請地は主要道路に近く、周辺は既に住宅地として発展している。今後も発展の可能性の高い場所である。申請地は農地として利用されており、違反もされていない。転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判定したが、皆様の審議をお願いしたい。
	岩上委員	番号2について、18日に現地確認を行った。 申請地は、10ha以上の集団農地には該当しない。また、周辺は住宅が建ち並んでおり、今後、住宅地として発展する可能性がある土地である。転用の理由等は事務局説明のとおりである。申請地は農地として利用されており、違反等はない。転用理由や付近の状況から転用についてはやむを得ないものと判定したが、皆様の審議をお願いしたい。
	白石委員	番号3について、19日に現地確認を行った。 申請地は、10ha以上の集団農地には該当しない。既に、周辺は住宅が建ち並んでおり、今後、住宅地として発展する可能性がある。申請地は近くに老人ホームや学校、病院が存在し、市街化が著しい地域である。転用理由は事務局の説明のとおりである。申請地は現在野菜が作られており違反等はない。転用理由や付近の状況等から転用についてはやむを得ないものと判定したが、皆様の審議をお願いしたい。
	岩上委員	番号4について、21日に現地確認を行った。 申請地は、10ha以上の集団農地には該当しない。また、周辺は既に宅地として利用されており、今後も市街化が著しい区域である。転用の理由等は事務局の説明のとおりである。申請地は違反等はされていない。転用についてはやむを得ないものと判定したが、皆様の審議をお願いしたい。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前9時35分 議事終了	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第20号については、原案のとおり決定します。
	議長	以上をもちまして、議案第18号から第20号に係る全ての議事を終了いたします。
協議報告事項1 農地法第5条第1 項第6号の転用届 出に関する専決処 分について	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。 協議報告事項1、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は6件でございます。 総会資料の7から11ページをご覧ください。 番号1から2につきましては、住宅のための転用です。 番号3から4につきましては、分譲住宅のための転用です。 番号5につきましては、駐車場(一時転用)のための転用です。 番号6につきましては、駐車場及び事務所(一時転用)のための転用です。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑もないようですので、協議報告事項2その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
協議報告事項2 その他 について	事務局	協議報告事項2 その他 についてでございますが、 ○農業委員等の公務災害補償制度について お配りしております『農業委員会等の公務災害補償制度について』の加入案内がございました。これは、農業委員さんを対象とした、団体契約の保険でございます。公務中の怪我等において保険金をお支払いするものです。保険料は、昨年度と同様、A型の1口1,000円でございます。補償内容は、資料のとおりとなっております。 この保険につきまして、昨年同様、A型の加入手続きを実施いたします。 なお、保険料につきましては、親和会から支出となります。 *A型・・・平均活動日数30日 →農委全員の平均回数 (総会12回／年、農地改良パトロール7回／年、
	事務局	○農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について ・日時 8月29日(月) 午後1時30分～午後4時00分 ・場所 羽生市産業文化ホール 大ホール 出席予定者:渡邊委員、白石委員、岩上委員 集合時間 正午 集合場所 農業委員会事務室

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	○女性農業委員研修会について 場所がかなり遠く、交通費等がかかるため欠席の方向で考えている。どうしても参加したいということであれば調整する。
	議長	暫時休憩とする。
	議長	議事を再開する。
	事務局	○農地パトロール結果報告書の提出について ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
	事務局	○来月の農地改良等現地パトロールについて 9/4の週は小野田委員のグループ、9/11の週は小竹委員のグループ、9/18の週は大高委員のグループ、9/25の週は荒井委員のグループです。 それぞれの区域の担当者の方は、総会後などにおきまして、日程調整をお願いいたします。
	事務局	○来月総会 ・9月26日(月)午前9時 ・議事録署名委員の関山委員、吉澤委員の両委員は来月印鑑をお願いします。 以上で、協議報告事項2その他を終わります。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。 ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	渡邊委員	先月の総会で違反について報告したが、事務局のほうで違反の通知を出したそうだが一向に解消されない。25年の10月に売買で取得された農地だが、もうじき3年となる。今後農業委員会のほうでどう対応していただけるのか教えていただきたい。
	事務局	当該地についてはお話のとおり8月の上旬に連絡書を送付し、農業委員会まで事情等を説明するよう通知文を送ったところである。手続きの順番が必要などであり、段階を踏んで実施している。
	渡邊委員	今後どういう対応をしていただけるのか。
	事務局	段階を踏んで、現場を見に行って、確認をして、指導書を送るということで、1か月ほどの期間を設け呼び出しをして、今後の計画を出させる。その計画に従い実施をしていただくことになる。どんなに計画書を出させるよう促したとしても、本人に意思がなかったら繰り返しこのような指導が続くような状況になる。これを法的に強制して実施するとなるとハードルが高くなり、県内でも実績は1、2件しかない。なかなか思うように進まないところであるが、今後農業委員の皆様に協力していただきながらいろいろな方向で指導を進めていくようになる。その際には御協力をお願いしたい。
	渡邊委員	どうもありがとうございました、よろしくお願いします。
	関根委員	遊休化している農地の前側にある家が、泥棒に入られたとのことである。警察からは、この土地の草をどうにか刈れないかという話があったところである。被害者は、事務局に電話したとのことであるがそういう情報は入っているか。白石委員が地権者の家にいき、指導をしているようだが全然進まないのが現状である。そのように警察からどうにかできないかと言われるような土地であり、どうにかできないのかなと私も思い今回話を出した。連絡はきているか。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前10時05分 総会終了	事務局	連絡は来ている。泥棒が入ったということも聞いている。農政としてできる話と、法律の話をして、理解をいただいた。残念なことに、農業委員会としては防犯というところでごく法的な手続きはなく、農地を守るというところしかない。引き続き、農業委員の皆様とともに除草、耕作、貸借の斡旋をお願いしていくほかない。事務局としても困っているところであり、皆様にご協力をいただいているようなところで、いろいろと考えてみるがなかなか進まないというのが、近隣でも同じような状況でありご理解いただかないと思っている
	関根委員	やはり手の届くところは見てのとおり除草剤をまいたり2mくらい刈ったりそういう風に努力はしているがそれ以上のことは勝手にやれば法に絡んでくるということで同じようなことが繰り返しになっているが、その土地を借りればどうにかなるのか、それは誰が借りるのかということになるが、そういう場合は例えば私だとか、事務局だというのはできないのか。
	事務局	農業委員会事務局が借りるということは基本的にありえない。農家であれば農業委員が個人的に借りることについて問題はない。
	白石委員	関根委員の問題の件だが、地権者の家に伺っているが、3回とも空振りに終わっていた。昨日やむを得ず行政区の区長と一緒にいき、刈れないのであればシルバー人材センターに頼むなどやってくれと頼んだ。地権者は金がないとのことであったが、地域の事情があるのでぜひやってくれと話をしてきた。今後その対応をやってくれたらと思うが、話だけは進めてきた。
	進藤委員	会議の途中で傍聴人が入室してきたが、許容できる行為なのか。
	議長	暫時休憩とする。
	議長	議事を再開する。
	議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しましてご意見・ご質疑等ございませんか。
	議長	質疑もないようなので、以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。